

『大阪府ファシリティマネジメント基本方針』
(大阪府公共施設等総合管理計画)

平成 27 年 11 月
(令和 6 年 2 月 改訂)
大阪府

目 次

(改訂内容について)	序
第1 方針策定の目的等	1
(1) 方針策定の目的	1
(2) 方針の位置づけ	2
(3) 取組期間	2
(4) 対象財産	3
第2 公共施設等の現況及び将来の見通し	4
(1) 建物(施設)の現況	4
(2) 都市基盤施設(インフラ)の現況	9
(3) 財政の現況	11
(4) 本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の進展	12
(5) 建物の修繕・更新費の将来見通し	13
第3 公共施設等の管理の現状及び課題	16
(1) これまでの財産管理の取組み	16
1 建物(施設)	16
2 都市基盤施設(インフラ)	25
(2) 管理の現状及び今後の課題	28
第4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	29
(1) 建物(施設)	31
1 長寿命化	31
2 総量最適化・有効活用	34
3 推進体制	37
4 経費の見込み等	39
5 PDCAサイクルの確立	40
第5 基本方針に基づく具体的な取組み	41
(1) これまでの取組み	41
1 長寿命化	41
2 総量最適化・有効活用	42
3 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み(推計)	44
(2) 令和4年度以降の取組み	45
1 長寿命化	45
2 総量最適化・有効活用	45
(参考) 個別施設計画(令和4年3月現在)	
警察施設	46
学校	47
府営住宅	48
都市基盤施設(インフラ)	49
環境農林水産施設	50
日本万国博覧会記念公園	51

(注1) この基本方針は、平成26年4月22日付けで総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置づけるものである。

(注2) 出典の表示のないグラフ・表については、大阪府公有財産台帳データ(平成27年3月末現在)を使用している。(府営住宅については、平成27年8月1日に移管済のものについて除いている。)

改訂内容について（令和6年2月）

総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和5年10月10日付総財務第152号通知）を受け、次の内容について改訂した。

主な改訂内容

- ・公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針等を記載

※ なお、現在、本基本方針に基づき平成28年度から令和7年度までを緊急取組期間と位置づけて取り組んでおり、今回の改訂は社会的背景の変化等に伴うものではなく、上記のとおり、総務省通知により新規に追加するものを主とし、本編の第1、第2及び第3並びに参考資料編に記載の基礎データ等については、基本的には本基本方針策定時のものである。

これまでの改訂の経緯と内容

1. 平成31年2月版

国から「公共施設等総合管理計画」への記載事項について新たな要請(※)があったことや、本方針策定後3年間の取組みにより、施設の維持管理等に要する中長期的な経費見込みの算出など一定の進捗があったことから、方針を改訂した。

(※ 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（総務省 平成30年2月27日）)

主な改訂内容

国からの要請によるもの

- ・30年程度以上の中長期的な経費の見込み
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方策
- ・地方独立行政法人が所有する施設の追加

府の基本方針に基づくもの

- ・平成28～30年度取組み
- ・平成31年度以降取組み

なお、基礎データ等は、方針策定時の数値による。

2. 令和4年3月版

総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付総財務第6号通知）等を受け、次の内容について改訂した。

主な改訂内容

- ・個別施設計画を位置づけるとともに、関連する事項を改訂。
- ・「公共施設等の維持管理・更新等に係る経費見込み」を算出。
- ・総務省通知に基づく参考資料を追加。
- ・「第5 基本方針に基づく具体的な取組み」について、これまでに行った実績を踏まえ、部分改訂。

※ なお、現在、本基本方針に基づき平成28年度から令和7年度までを緊急取組期間と位置づけて取り組んでおり、今回の改訂は社会的背景の変化等に伴うものではなく、上記のとおり、総務省通知により新規に追加するものを主とし、本編の第1、第2及び第3並びに参考資料編に記載の基礎データ等については、基本的には本基本方針策定時のものである。